

議員提出議案第 3 号

福岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月26日

福岡市議会
議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

おばた 英 達	もろくま 英 文	とみなが ひろゆき
たのかしら 知 行	川 上 陽 平	津 田 信太郎
篠 原 達 也	伊 藤 嘉 人	尾 花 康 広
大 石 修 二	中 島 まさひろ	藤 野 哲 司
新 村 まさる	天 野 こ う	浜 崎 太 郎
阿 部 正 剛	倉 元 達 朗	中 山 郁 美
井 上 ま い	田 中 たかし	近 藤 里 美
池 田 良 子		

理由

この条例案を提出したのは、関係法律の改正に伴う所要の改正を行うとともに、字句の整理等、規定の整備を行う必要があるによる。

福岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

福岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年福岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項右欄中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第45条第1項中「以下」を「第3項及び第50条において」に改める。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
 - (2) 第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）
及び第12条第5項の表の改正規定 令和7年4月1日
 - (3) 第53条から第55条までの改正規定 令和7年6月1日
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。